

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時	2025年6月27日（金曜日） 午前10時
開催 場所	尾張旭市文化会館 1階 文化会館ホール 愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11
議案	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

※お土産の配布及び株主懇談会は行いません。
何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

旭精機工業株式会社

証券コード：6111



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回（2024年4月1日から2025年3月31日まで）定時株主総会を2025年6月27日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社の事業概況及び株主総会の議案についてご案内いたしますのでご高覧賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、これからも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2025年6月

取締役社長 神谷 真二

目 次

ごあいさつ	1	事業報告	10
第76回定時株主総会招集ご通知	2	計算書類	27
議決権行使についてのご案内	4	監査報告	39
株主総会参考書類			
第1号議案 剰余金の処分の件	7		
第2号議案 監査役1名選任の件	8		
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	9		

株主各位

証券コード 6111
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月5日
愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地の1
旭精機工業株式会社
取締役社長 **神谷 真二**

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.asahiseiki-mfg.co.jp/ir/library/reports/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場会社検索）
<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



（上記の名証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「旭精機工業」又は「コード」に当社証券コード「6111」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- 1 日 時** 2025年6月27日（金曜日）午前10時
- 2 場 所** 愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11 尾張旭市文化会館 1階 文化会館ホール
- 3 目的事項 報告事項** 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 4 議決権行使について
のご案内** 4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
-

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
旭精機工業株式会社 御中

株主総会日 2025年6月27日 議決権の数 XX 株

××××年××月××日

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

基本日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 株

2. _____

旭精機工業株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

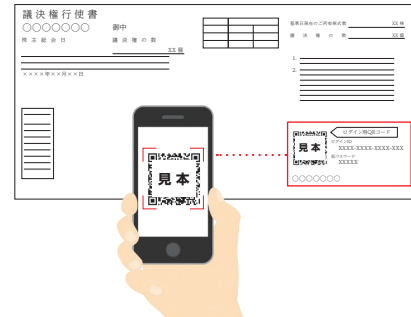
2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※議決権行使書用紙はイメージです。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の維持と、経営基盤の強化及び今後の事業展開に必要な内部留保に配慮しつつ、当社をとりまく環境等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

**配当財産の割当てに関する事項
及びその総額**

当社普通株式1株につき金 **60円**

配当総額 **149,318,820円**

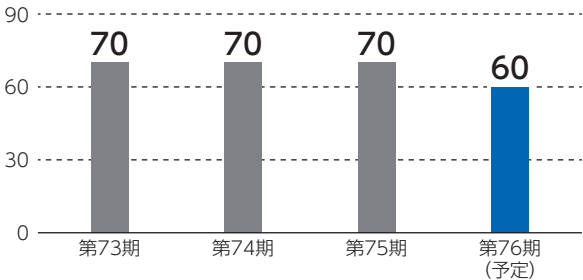
剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



第2号議案

監査役1名選任の件

監査役金厚博氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



再任

こん 厚博
あつ ひろ

(1962年3月15日生)

所有する当社の株式数… 2,000株
在任年数…………… 4年

略歴、当社における地位

1982 年 3 月 当社入社
2012 年 3 月 当社業務部長
2017 年 6 月 当社内部監査室長
2021 年 6 月 当社常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

金厚博氏は、常勤監査役として、社内情報を積極的に収集し、社外監査役や内部監査部門、会計監査人等と有効に連携するなど、取締役の職務執行に関する監査機能を適切に発揮しております。今後も同氏の経験と知見を当社経営に生かしていただくため、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、監査役金厚博氏の補欠の監査役として伊藤康裕氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



いとう やすひろ
伊藤 康裕

(1957年4月16日生) 所有する当社の株式数… 3,000株

略歴、当社における地位

1980年11月 当社入社
2008年6月 当社営業部長
2013年6月 当社常勤監査役
2021年6月 当社常勤監査役退任

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

補欠監査役候補者とした理由

伊藤康裕氏は、当社の常勤監査役を務めた経験を有し当社の監査業務に精通していることから、補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当期におけるわが国経済は、ウクライナ及び中東地域をめぐる情勢や金利・為替の変動の影響に加え、アメリカの関税政策をはじめとする政策動向など、一層不透明感が高まる状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社におきましては、小口径銃弾、精密金属加工品の売上は増加しましたがプレス機械等の売上が減少したため、売上高は117億6千8百万円と前期比10.5%の減少となり、利益面につきましては、誠に遺憾ながら、営業損失1億2千1百万円（前期は4千4百万円の営業損失）、経常損失3千5百万円（前期は0百万円の経常利益）となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券売却益を特別利益に計上した結果2億8千7百万円と前期比151.4%の増加となりました。

売上高	前期比
117億6千8百万円	10.5%減

営業損失	前期比
△1億2千1百万円	—

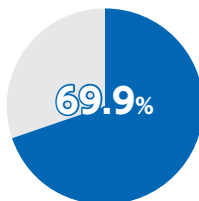
経常損失	前期比
△3千5百万円	—

当期純利益	前期比
2億8千7百万円	151.4%増

② 事業の部門別状況

精密加工事業部

売上高構成比



精密加工事業部における当期の売上高は、82億2千7百万円と前期比18.6%の増加となり、その内容は以下のとおりです。

- ・精密金属加工品

当期の売上高は、主に自動車関連部品等が減少したものの水晶振動子関連部品等が増加したことから、38億5千1百万円と前期比3.4%の増加となりました。

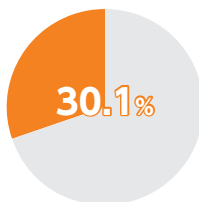
- ・小口径銃弾

当期の売上高は、政府の予算執行を受け、43億7千5百万円と前期比36.2%の増加となりました。

区分	受注高	売上高
精密金属加工品	3,845,216千円	3,851,851千円
小口径銃弾	4,926,147	4,375,582
小計	8,771,363	8,227,434

機械事業部

売上高構成比



機械事業部における当事業年度の売上高は、35億4千1百万円と前期比42.9%の減少となり、その主な内容は以下のとおりです。

- ・プレス機械

当期の売上高は、電気自動車（EV）向け電池缶製造用プレスの売上減により、25億9千9百万円と前期比47.8%の減少となりました。

- ・ばね機械

当期の売上高は、大型機種の売上が少なかったこともあり、5億9千9百万円と前期比4.1%の減少となりました。

- ・自動機・専用機

当期の売上高は、リードタイムの長い機種が多く出荷が減少したため、3億2千4百万円と前期比2.2%の減少となりました。

区分	受注高	売上高
プレス機械	1,007,888千円	2,599,398千円
ばね機械	527,951	599,539
自動機・専用機	446,024	324,522
その他	17,491	17,936
小計	1,999,355	3,541,397

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資は総額7億8千1百万円で、その主なものは、精密金属加工品製造設備の拡充・合理化に3億3千5百万円、小口径銃弾製造設備の更新に1億8千6百万円及び一般管理部門の設備更新に1億6千9百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

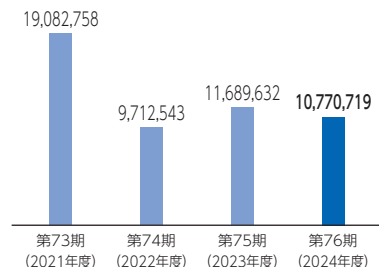
今後のわが国経済は、アメリカの政策動向、物価上昇の継続や金利・為替の変動などの懸念材料が多く、予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような情勢のもと、当社は、経営基盤を強化するとともに、市場環境の変化を踏まえた事業活動の展開、当社総合力の発揮及び新事業の開拓を推進して、持続的な企業価値向上に向け鋭意努力してまいります。

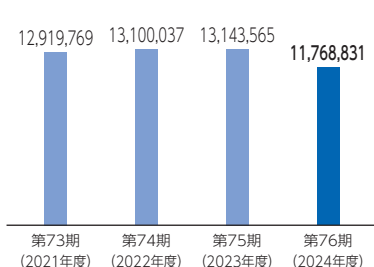
株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

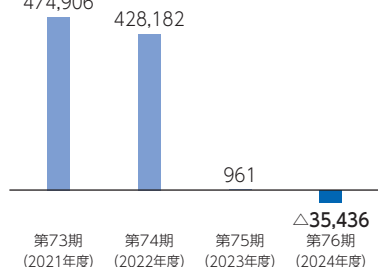
受注高 (単位：千円)



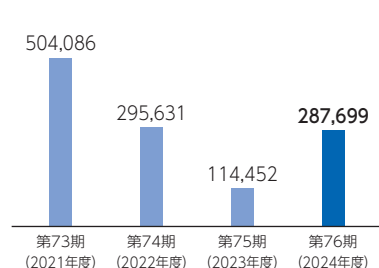
売上高 (単位：千円)



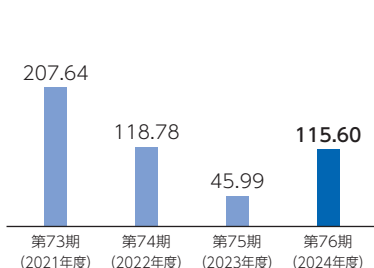
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



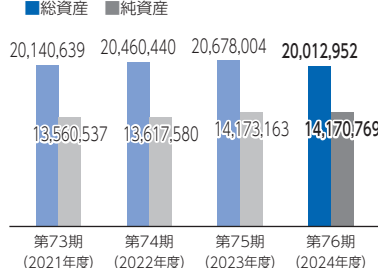
当期純利益 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：千円)



		第73期 (2021年度)	第74期 (2022年度)	第75期 (2023年度)	第76期 (当期) (2024年度)
受注高	(千円)	19,082,758	9,712,543	11,689,632	10,770,719
売上高	(千円)	12,919,769	13,100,037	13,143,565	11,768,831
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	474,906	428,182	961	△35,436
当期純利益	(千円)	504,086	295,631	114,452	287,699
1株当たり当期純利益	(円)	207.64	118.78	45.99	115.60
総資産	(千円)	20,140,639	20,460,440	20,678,004	20,012,952
純資産	(千円)	13,560,537	13,617,580	14,173,163	14,170,769

- (注) 1. 第73期においては、引き続きプレス機械への受注が好調のうえ、精密金属加工品の需要も回復してきたことなどから、売上高は増加となりました。当期純利益につきましては、保有する投資有価証券の一部売却による特別利益を計上したことにより、前期に比べて増加となりました。
2. 第74期においては、プレス機械の売上が引き続き増加したものの、精密金属加工品において、自動車関連部品の他、水晶振動子関連部品、安全関連部品等の売上が減少となりました。当期純利益につきましては、前期に特別利益として計上しました投資有価証券売却益がなく、前期に比べて減少となりました。
3. 第75期においては、精密金属加工品、小口径銃弾及びばね機械などの売上が増加したものの、プレス機械及び自動機・専用機の売上が減少となりました。当期純利益につきましては、取引先からの受注取消しに伴う受取補償金を特別利益に計上したものの、受注取消しによる棚卸資産の評価損を売上原価に計上したことなどから、前期に比べて減少となりました。
4. 第76期（当期）の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

精密金属加工品、小口径銃弾、プレス機械、ばね機械、自動機・専用機等の製造及び販売を行っております。

(7) 営業所及び工場（2025年3月31日現在）

本社及び工場	愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地の1
東京支店	東京都文京区湯島一丁目6番3号
大阪営業所	大阪府吹田市江坂町一丁目13番41号
ドイツ駐在員事務所	Oststrasse 54 D-40211 Düsseldorf, Germany

(8) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
477名	4名減	45.6歳	19.8年

(注) 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く。）であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

重要な子会社は有しておりません。

(10) 借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,075百万円
株式会社みずほ銀行	575
株式会社名古屋銀行	450

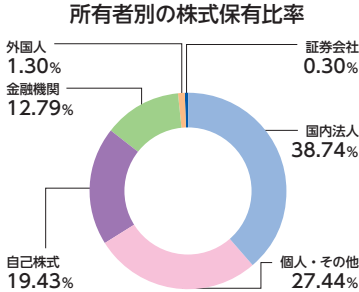
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,824,900株

(2) 発行済株式の総数 3,088,739株

(3) 株主数 2,574名

(4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
古河電気工業株式会社	455千株	18.31%
岡谷銅機株式会社	164	6.61
旭化成株式会社	148	5.98
オークマ株式会社	120	4.82
三谷伸銅株式会社	119	4.78
株式会社三菱UFJ銀行	106	4.26
東京海上日動火災保険株式会社	86	3.47
株式会社みずほ銀行	56	2.27
株式会社名古屋銀行	45	1.80
あさひ持株会	41	1.65

(注) 1. 当社は、自己株式を600千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
神谷 真二	代表取締役 (取締役社長 兼 事業開拓・IR室 管掌)	
工野 浩義	常務取締役 (機械事業部長)	
白石 憲生	常務取締役 (精密加工事業部長)	
松原 幸弘	取締役 (精密加工事業部副長 兼 事業開拓・IR室 事業開拓担当)	
石村 淳	取締役 (機械事業部副長 兼 技術情報開発室担当 兼 大阪営業所担当 兼 ドイツ駐在員事務所担当)	
青木 潤	取締役 (管理統括部長 兼 東京支店長 兼 事業開拓・IR室 IR担当)	
坂野 彰	取締役 (精密加工事業部副長 兼 営業部長 兼 東京営業部長)	
荻原 弘之	取締役	古河電気工業株式会社常勤監査役
山脇 宏	取締役	オークマ株式会社常勤監査役
金 厚博	常勤監査役	
馬場 紀彰	監査役	岡谷鋼機株式会社代表取締役副社長
中尾 誠志	監査役	

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第75回定時株主総会において、中尾誠志氏が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 第75回定時株主総会の終結の時をもって、監査役上総英男氏が退任いたしました。
3. 取締役荻原弘之及び取締役山脇宏の両氏は、社外取締役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役馬場紀彰及び監査役中尾誠志の両氏は、社外監査役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	113,178千円 (9,420千円)	113,178千円 (9,420千円)	— (—)	— (—)	9名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	23,349千円 (9,420千円)	23,349千円 (9,420千円)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	136,527千円 (18,840千円)	136,527千円 (18,480千円)	— (—)	— (—)	13名 (5名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、常勤取締役に対して会社業績の達成度により支払うこととしており、営業利益に応じて各取締役の基本報酬に下表に示す係数を乗じた金額としております。業績連動報酬の指標として営業利益を選択した理由は、当該年度の業績をより適切かつ明確に取締役の報酬に反映させるためであります。

営業利益（業績連動報酬控除前）	係数
630,000千円以上	3.00
595,000千円以上630,000千円未満	2.90
560,000千円以上595,000千円未満	2.80
525,000千円以上560,000千円未満	2.70
490,000千円以上525,000千円未満	2.60
455,000千円以上490,000千円未満	2.50
420,000千円以上455,000千円未満	2.40
385,000千円以上420,000千円未満	2.30
350,000千円以上385,000千円未満	2.20
315,000千円以上350,000千円未満	2.10
280,000千円以上315,000千円未満	2.00
280,000千円未満	—

業績連動報酬の支給合計額の上限額は30,000千円とし、営業利益が280,000千円未満の場合又は当期純損失（業績連動報酬控除後）となる場合は業績連動報酬を支給いたしません。なお、各取締役の基本報酬に係数を乗じた合計額が上限額の30,000千円を超えた場合は、次のとおりいたします。

各取締役の業績連動報酬＝基本報酬に係数を乗じた金額× {30,000千円÷（基本報酬に係数を乗じた業績連動報酬の合計額）}

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は2013年6月27日開催の第64回定時株主総会において年額180,000千円以内（うち社外取締役分14,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（使用人分賞与含む）を除く。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬等は2013年6月27日開催の第64回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

ア．取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、社外役員を過半数の委員とする任意の指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて取締役会にて決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

取締役の報酬等に関する基本方針は、常勤取締役の報酬は、内規で定められた基本報酬として支払われる固定報酬と会社業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成し、社外取締役の報酬は、その役割に鑑み、内規で定められた基本報酬として支払われる固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しないこととしております。

常勤取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、その算定は、内規に基づき、社員給与の最高額を基準とし、これを指数1.0として役位別に定めている指数を目安に決定することとしております。

社外取締役の報酬は月額固定報酬のみとし、その算定は、内規に基づき、社会的地位、経歴及び就任の事情など総合的に勘案して決定することとしております。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては指名・報酬諮問委員会に諮問し、当該委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ．監査役の報酬の決定方針等

監査役の報酬は、報酬限度額である年額36,000千円以内で監査役の協議により決定しております。なお、監査役は、その役割に鑑み、基本報酬として支払われる固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しないこととしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、2024年6月26日開催の取締役会にて、専ら取締役会で決議された内規に則り役員の役位別の具体的金額を決定することとし、その細部及び手続き等については代表取締役（取締役社長兼事業開拓・IR室管掌）神谷真二に委任する旨の決議をしております。委任した理由は、内規に則り具体的金額を決定することの細部及び手続き等に関する実務は、会社業務を統括する取締役社長が行うのが最も合理的であるからです。なお、取締役社長は指名・報酬諮問委員会での審議結果に基づいて当事業年度についての当該権限を行使することを、同取締役会で決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 監査役馬場紀彰氏は、当社の大株主である岡谷鋼機株式会社の代表取締役副社長であり、当社は同社から材料を購入している他、同社に精密金属加工品等を販売いたしております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況等
取締役	荻原 弘之	当事業年度に開催された取締役会8回のうち6回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	山脇 宏	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	馬場 紀彰	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 当事業年度に開催された監査役会6回のうち6回に出席し、監査結果等についての意見交換、協議等を行っております。
	中尾 誠志	監査役就任後に開催された取締役会5回のうち5回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社の経営課題等について独立した客観的な見地から質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 監査役就任後に開催された監査役会4回のうち4回に出席し、監査結果等についての意見交換、協議等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	金 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	22,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業行動憲章にて、当社は常に社会から信頼される企業を目指してコンプライアンス重視の経営を推進していくことを宣言するとともに、社員行動基準を定めて、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ・ コンプライアンス推進委員会を定期的開催してコンプライアンス推進活動方針等を審議し、かかる方針等のもと、コンプライアンス推進活動を組織横断的に統括するコンプライアンス推進責任者、及び各部門に設置するコンプライアンス部門責任者を中心にコンプライアンスを推進する。
- ・ 内部監査室はコンプライアンスに関する監査を実施する。
- ・ これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ・ 法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理基本規程において、当社のリスク管理体制と管理方法について定める。
- ・ 取締役社長を委員長とするリスク管理委員会にて、当社の全社的なリスクを評価し、その対応等について審議する。また総務部は、リスク管理委員会の事務局として、組織横断的なリスクについての情報収集及び対応等の検討を行い、リスク管理委員会に報告する。
- ・ 内部監査室はリスク管理活動の監査を実施する。
- ・ これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会で意思決定すべき事項やその運営方法等を取締役会規程にて明確に定め、取締役会を適正かつ効率的に運営する。
- ・取締役会の意思決定のもと、諸方策を適切迅速に樹立し経営活動を有効に推進するため常務会を設置する。常務会は、常務会規程に基づき毎月1回以上開催し、業務執行の状況等の報告及び同規程に定められた案件について審議する。
- ・取締役会は、役職員が共有する全社的な目標を定め、担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、管理統括部は、当該取締役からの指示のもと子会社におけるこれらの活動を管理する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。この場合、監査役の当該補助者への指示は取締役から独立して行われるものとし、当該補助者は監査役の指示に基づきその業務を行う。
- ・当該補助者の人事考課、異動、懲戒等については、監査役会の承認を要する。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等その他取締役と監査役で取り決めた事項をすみやかに報告する。
- ・当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行わない。

⑧ **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・ 監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑩ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

- ・ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制及び役職員の責務を、財務報告に係る内部統制推進規程にて明確に定めるとともに、内部統制推進委員会を設置して、これらの活動を支援・促進する。
- ・ 内部監査室は、かかる体制の整備・運用状況を評価する。
- ・ これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令等の遵守については、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を整備するとともに、常勤取締役等で構成するコンプライアンス推進委員会で毎年決定している教育計画のもと、各部門の責任者を通じて役職員への教育を実施しており、これにより役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるよう徹底を図っている。
- ② 内部通報制度については、「内部公益通報者保護規程」のもと、通報窓口を社内とともに外部の法律事務所に設置し、法令上疑義のある行為等の早期発見を図っている。
- ③ リスク管理については、「リスク管理基本規程」のもと、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を適時に開催し適切に対応している。
- ④ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務とともにコンプライアンス及びリスク管理の状況等を適時適切に監査している。
- ⑤ 監査役は、取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換会を行うとともに、重要な会議等への出席や内部監査室との連携を通じて、監査の実効性の向上を図っている。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制推進規程」に基づき、財務報告の信頼性と適正性の確保を図っている。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	11,620,483
現金及び預金	3,858,402
受取手形	8,721
電子記録債権	563,788
売掛金	2,013,241
製品	561,741
仕掛品	3,648,453
原材料及び貯蔵品	846,806
前渡金	30,447
前払費用	37,191
その他	54,289
貸倒引当金	△2,600
固定資産	8,392,469
有形固定資産	4,835,057
建物	2,091,551
構築物	299,245
機械及び装置	1,229,195
車両運搬具	27,122
工具器具備品	183,801
土地	691,847
リース資産	20,660
建設仮勘定	291,632
無形固定資産	203,225
ソフトウェア	49,954
ソフトウェア仮勘定	151,340
その他	1,931
投資その他の資産	3,354,185
投資有価証券	2,953,945
関係会社株式	10,000
長期前払費用	44,702
前払年金費用	219,503
その他	126,032
資産合計	20,012,952

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,768,011
支払手形	72,826
電子記録債務	957,388
買掛金	544,645
短期借入金	2,100,000
リース債務	7,791
未払金	410,581
未払費用	72,676
未払法人税等	82,863
前受金	312,440
預り金	19,216
賞与引当金	187,580
固定負債	1,074,171
リース債務	14,934
繰延税金負債	321,691
退職給付引当金	731,064
その他	6,481
負債合計	5,842,183
(純資産の部)	
株主資本	12,580,037
資本金	4,175,416
資本剰余金	3,468,202
資本準備金	3,468,202
利益剰余金	6,201,964
利益準備金	449,500
その他利益剰余金	5,752,464
別途積立金	2,392,500
繰越利益剰余金	3,359,964
自己株式	△1,265,546
評価・換算差額等	1,590,731
その他有価証券評価差額金	1,590,731
純資産合計	14,170,769
負債純資産合計	20,012,952

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	11,768,831
売上原価	10,169,849
売上総利益	1,598,981
販売費及び一般管理費	1,720,372
営業損失	△121,390
営業外収益	122,069
受取利息	780
受取配当金	84,467
雑収入	36,821
営業外費用	36,114
支払利息	18,323
雑支出	17,791
経常損失	△35,436
特別利益	436,406
投資有価証券売却益	436,406
税引前当期純利益	400,969
法人税、住民税及び事業税	62,746
法人税等調整額	50,524
当期純利益	287,699

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,175,416	3,468,202	－	3,468,202	449,500	2,392,500	3,246,475	6,088,475	△1,265,374	12,466,720
当期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△174,210	△174,210	－	△174,210
当期純利益	－	－	－	－	－	－	287,699	287,699	－	287,699
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	△173	△173
自己株式の処分	－	－	△0	△0	－	－	－	－	2	2
自己株式処分差損 の振替	－	－	0	0	－	－	△0	△0	－	－
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	113,488	113,488	△171	113,316
当期末残高	4,175,416	3,468,202	－	3,468,202	449,500	2,392,500	3,359,964	6,201,964	△1,265,546	12,580,037

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,706,442	1,706,442	14,173,163
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△174,210
当期純利益	－	－	287,699
自己株式の取得	－	－	△173
自己株式の処分	－	－	2
自己株式処分差損の振替	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△115,711	△115,711	△115,711
当期変動額合計	△115,711	△115,711	△2,394
当期末残高	1,590,731	1,590,731	14,170,769

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|--------------------|---|
| ① 子会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ③ その他有価証券 | |
| （イ）市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） |
| （ロ）市場価格のない株式等 | 総平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産

- | | |
|-----------|---|
| ① 製品・仕掛品 | 総平均法による原価法及び個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ② 原材料・貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|---------------|--------|
| ① 建物及び構築物 | 10～50年 |
| ② 機械装置及び車両運搬具 | 4～10年 |
| ③ 工具器具備品 | 2～6年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、労働組合との協定に基づく期間対応額を計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員業績報酬の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上することとしております。

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の精密加工事業部においては、精密金属加工品及び小口径銃弾の製造と販売を行っており、機械事業部においては、機械設備の製造と販売及び据付けサービスを行っております。

精密金属加工品及び小口径銃弾の販売は、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して出荷時に収益を認識しております。

機械設備の販売は、据付けサービスが契約上、顧客向けに製品への大幅な修正や顧客仕様への変更を行う複雑なものである場合には、単一の履行義務として識別し、客先での設置後の性能確認が完了した時点で収益を認識しております。また、据付けサービスが他の企業も提供できる標準的なものである場合には、製品の販売と据付けサービスは契約の観点から別個のものであるため、それぞれ独立した履行義務として識別し、製品の販売については製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識し、据付けサービスについては作業完了時に収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によることとしております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建売上債権及び売上にかかる外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針 ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	精密加工事業部	機械事業部	計
日本	8,153,950	1,364,992	9,518,943
中国	4,207	51,745	55,953
欧州	－	52,064	52,064
アジア（中国を除く）	69,276	959,765	1,029,041
北米	－	1,112,829	1,112,829
顧客との契約から生じる収益	8,227,434	3,541,397	11,768,831
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	8,227,434	3,541,397	11,768,831

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針に係る事項） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引の対価は、個別の契約に基づき、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金として、又は、履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

一部の機械設備の販売と据付けサービスはセットで販売しておりますが、これらの機械設備の販売と据付けサービスは独立して販売していないため、予想コストに利益相当額を加算するアプローチなどにより独立販売価格の見積りを行っております。取引価格は、販売価格を当該独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの履行義務に配分して算定しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債（前受金）は、主に、製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識する機械設備の契約について、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、355,732千円です。

未充足の履行義務は、2025年3月31日時点で3,379,279千円であります。当該履行義務は、機械事業部における機械設備の製造及び販売に関するものであり、期末日後1年以内にほぼ100%収益として認識されると見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）	313,206

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。将来獲得しうる課税所得の時期及び金額については、経営者に承認された中期経営計画により見積っております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 (内、正味売却価額により評価する方法)	339,085 (179,245)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「（重要な会計方針に係る事項）1. 資産の評価基準及び評価方法（2）棚卸資産」に記載のとおり、製品・仕掛品、原材料・貯蔵品の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

棚卸資産の評価は、棚卸資産に収益性の低下が生じたと判断した場合に正味売却価額により評価する方法及び一定の保有期間を超える棚卸資産について保有年数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法に基づいております。

正味売却価額により評価する方法は、期末日時点の正味売却価額を見積り、正味売却価額が棚卸資産の帳簿価額よりも下落している場合には収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、その差額を棚卸資産評価損として処理しております。

保有年数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法は、期末日時点から一定期間を経過しているものを滞留在庫と判断し、滞留在庫の評価時点の取得原価に保有年数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価額を算出するとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。

棚卸資産の評価の見積りにあたっては、正味売却価額の基礎となる見積販売価格、見積追加製造原価、見積販売直接経費及び保有年数に応じて設定された減額率等の主要な仮定が用いられております。

主要な仮定の見積りは不確実性を伴うため、実際の正味売却価額が当初の想定を大きく下回った場合、又は、原材料等の使用実績が想定と大きく乖離した場合、保有年数に応じて設定された減額率の基礎となる仮定に大きな変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

① 建物	13,240千円
② 機械及び装置	0千円
③ 土地	53,274千円
担保に係る債務	
短期借入金	750,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,234,594千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 36,280千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
仕入高	346,468千円
② 営業取引以外の取引高	18,896千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 3,088,739株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 600,092株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に支払った配当金

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	174,210千円	70.0円	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	149,318千円	利益剰余金	60.0円	2025年3月31日	2025年6月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	56,386千円
退職給付引当金	225,553
投資有価証券評価損	120,929
棚卸資産評価損	104,980
その他	40,329
繰延税金資産小計	548,180
評価性引当額	△234,973
繰延税金資産合計	313,206
繰延税金負債	
前払年金費用	△68,385
その他有価証券評価差額金	△566,512
繰延税金負債合計	△634,898
繰延税金負債の純額	△321,691

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.4
住民税均等割	1.7
税額控除	△2.5
評価性引当額の増減	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.0%から30.9%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は12,990千円増加し、法人税等調整額が3,477千円、その他有価証券評価差額金が16,468千円、それぞれ減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、満期保有目的の債券及び株式であり、債券及び上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、電子記録債務及び買掛金は、4ヵ月以内の支払期日であります。また、短期借入金の使途は運転資金であります。

デリバティブ取引は、取引権限等を定めた社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	83,770	△16,230
その他有価証券	2,819,272	2,819,272	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 非上場株式及び子会社株式（貸借対照表計上額44,673千円）は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	2,819,272	－	－	2,819,272

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 その他の債券	－	83,770	－	83,770

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (会社等)	古河電気工業株式会社	被所有 直接 18.40%	金属材料の仕入	丹銅条他の仕入	220,349千円	電子記録債務 及び買掛金	71,270千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 古河電気工業株式会社からの仕入については、見積り入手し、協議の上価格を決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社アステックス	所有 直接 100%	金型の仕入及び 当社製品の検査 等	金型の仕入他	216,406千円	買掛金	20,015千円
				精密金属加工品の 検査他	130,062千円	未払金	16,265千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社アステックスからの仕入については、見積り入手し、協議の上価格を決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	馬場 紀彰	—	当社監査役 当社の得意先で ある岡谷鋼機株 式会社の代表取 締役副社長	黄銅板他の仕入	796,286千円	電子記録債務 及び買掛金	296,932千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 岡谷鋼機株式会社との取引はいわゆる第三者のための取引であります。

2. 岡谷鋼機株式会社からの仕入については、見積り入手し、協議の上価格を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 5,694円17銭

2. 1株当たり当期純利益金額 115円60銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

当期純利益 287,699千円

普通株主に帰属しない金額 —千円

普通株式に係る当期純利益 287,699千円

普通株式の期中平均株式数 2,488千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

旭精機工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員 公認会計士 安 達 則 嗣
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 橋 本 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭精機工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

旭精機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 金 厚 博 印

社外監査役 馬 場 紀 彰 印

社外監査役 中 尾 誠 志 印

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

尾張旭市文化会館 1階 文化会館ホール

愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11 TEL0561-54-8500



■アクセス

名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 南へ徒歩約8分

当社本店から株主総会会場へのチャーターバス等はありませんので、ご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。